

「規程の訂正」の時間について 労基署に相談に行きました！！

私たちは、会社に対して「規程の訂正」を自己の時間ではなく、訂正に要する時間をハッキリと訓練等の時間できるように訴え、申し入れも行ってきました。

しかし、会社(関西支社、現場運輸所)は一貫して「手待ち時間で可能」と、労働区分にもない「手待ち時間」を主張し続けています。

さらに、「目の前に転がっている時間、その細切れを使って」と、確固たる「規程の訂正」の時間を設けない、サービス労働前提での指示してきています。

このことに対して、過日、私たちは、労基署に相談に行ってきました。

労基署担当者は・・・

★ (ダイヤ改正など) 規程の訂正の量が多い時など、自己の時間で訂正時間が強いられる多数の例がある場合

★ 規程の訂正の指示掲示が掲出されてから改正された規程の施行日まで勤務上、全く猶予のない場合

「上記の場合、調査する必要があります。」と

5月28日には「更衣時間は労働時間だ！！未払い賃金の是正を求める」取り組みで、東京第一運輸所に労基署の立ち入り調査が実施されました。

私たちは、日々、会社に慣らされ、騙されつつある例は「更衣時間」、「規程の訂正」のみならず、準備報告時間、徒歩時分の適正さなど数多くの問題点があります。

私たちは、これからも職場の労働条件改善のために、職場の声を反映させて行きます！